

第104期 中間決算公告

2025年12月19日

大阪市北区茶屋町18番14号
株式会社 池田泉州銀行
取締役頭取兼CEO 阪口広一

中間貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現 金	868,817	預 金	5,833,325
預 け 金		譲 渡 性 預 金	2,000
コ 一 ル 口	3,573	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,184
商 品 有 価 証 券	25	借 用 金	402,655
金 銭 の 信 託	9,045	外 国 為 替	672
有 価 証 券	764,081	信 託 勘 定 借 債	2,791
貸 出 金	4,777,149	そ の 他 負 債	44,208
外 国 為 替	5,956	未 払 法 人 税 等	2,721
そ の 他 資 産	22,361	リ 一 ス 債 務	14
そ の 他 の 資 産	22,361	資 産 除 去 債 務	365
有 形 固 定 資 産	31,624	そ の 他 の 負 債	41,107
無 形 固 定 資 産	3,989	賞 与 引 当 金	1,716
前 払 年 金 費 用	19,998	役 員 賞 与 引 当 金	26
繰 延 税 金 資 産	3,443	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	4
支 払 承 諾 見 返 金	6,985	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	81
貸 倒 引 当 金	△7,554	偶 発 損 失 引 当 金	564
		支 払 承 諾	6,985
		負 債 の 部 合 計	6,300,217
(純資産の部)			
資 本	61,385		
資 本 剰 余	63,315		
資 本 準 備	32,101		
そ の 他 資 本 剰 余	31,213		
利 益 剰 余	84,967		
利 益 準 備	15,868		
そ の 他 利 益 剰 余	69,099		
繰 越 利 益 剰 余	69,099		
株 主 資 本 合 計	209,669		
そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金	△1,205		
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	815		
評 價 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△390		
純 資 産 の 部 合 計	209,278		
資 产 の 部 合 計	6,509,496	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,509,496

中間損益計算書 2025年4月 1日から 2025年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	45,433
資 金 運 用 収 益	34,356
(うち 貸 出 金 利 息)	(27,194)
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(4,821)
信 託 報 酬	6
役 務 取 引 等 収 益	9,174
そ の 他 業 務 収 益	1,084
そ の 他 経 常 収 益	811
経 常 費 用	33,286
資 金 調 達 費 用	6,211
(うち 預 金 利 息)	(5,592)
役 務 取 引 等 費 用	5,504
そ の 他 業 務 費 用	29
営 業 経 常 費 用	20,106
そ の 他 経 常 費 用	1,433
経 常 利 益	12,146
特 別 利 益	10
特 別 損 失	32
税 引 前 中 間 純 利 益	12,124
法人税、住民税及び事業税	2,779
法 人 税 等 調 整 額	639
法 人 税 等 合 計	3,418
中 間 純 利 益	8,705

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、
行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,239百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、
当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、取締役等に対する業績連動型報酬の支払いに備えるため、取締役等に対する賞与の支給見込額のうち当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

9. 株式配当金の認識基準

その他利益剰余金の処分による株式配当金（配当財産が金銭である場合に限る。）の認識基準については、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2025年3月11日）第94項に従い、下記のとおり計上しております。

(1) 市場価格のある株式：各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて、未収配当金を見積り計上

(2) 市場価格のない株式：発行会社の株主総会、取締役会又はその他決定権限を有する機関において行われた配当金に関する決議の効力が発生した日の後、通常要する期間内に支払いを受けるものについて、その支払いを受けた日の属する事業年度に計上

10. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

11. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

12. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

当行及び親会社並びに一部の連結される子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定するグループ通算制度を適用しております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約損益の会計処理

投資信託の解約、償還に伴う損益は「有価証券利息配当金」にて処理しております。投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、その金額を「国債等債券償還損」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 9,851百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に4,949百万円含まれております。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貯貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,163百万円
危険債権額	46,719百万円
要管理債権額	2,548百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	2,548百万円
小計額	51,431百万円
正常債権額	4,749,148百万円
合計額	4,800,580百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,386百万円であります。
5. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（移管指針第1号 2024年7月1日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、8,398百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	457,178百万円
その他の資産	76百万円
担保資産に対応する債務	
預金	4,394百万円
債券貸借取引受入担保金	5,184百万円
借用金	402,500百万円

上記のほか、為替決済の担保として、有価証券30,906百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金2,862百万円及び金融商品等差入担保金865百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、723,385百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が689,442百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 46,324百万円
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は13,819百万円であります。
10. 元本補填契約のある信託の元本金額 2,791百万円
11. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、10.20%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益569百万円、債却債権取立益71百万円及び金銭の信託運用益50百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却993百万円、保証協会負担金182百万円及び貸倒引当金繰入額111百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券（2025年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	80,759	79,123	△1,636
	地方債	122,430	116,831	△5,599
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	203,190	195,954	△7,235
合計		203,190	195,954	△7,235

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金のため、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の中間貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	9,851
関連法人等株式	0
合計	9,851

3. その他有価証券 (2025年9月30日現在)

種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるも の	株式	20,874	8,384
	債券	—	—
	国債	—	—
	地方債	—	—
	短期社債	—	—
	社債	—	—
	その他	55,460	48,312
小計		76,334	56,696
			19,638
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	299	380
	債券	438,975	460,642
	国債	88,738	93,794
	地方債	218,048	225,473
	短期社債	—	—
	社債	132,188	141,373
	その他	20,017	20,803
小計		459,292	481,826
			△22,534
合計		535,627	538,523
			△2,895

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	4,155
組合出資金	11,058
合計	15,214

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて決算日前1カ月の市場価格の平均等に基づく時価（以下、「月中平均時価」という。）が50%以上下落した場合、または、月中平均時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外） (2025年9月30日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,854 百万円
有価証券評価損	2,821
その他有価証券評価差額金	1,679
賞与引当金	524
減価償却費	449
未払事業税等	221
資産除去債務	114
税務上の繰越欠損金(注2)	57
その他	2,989
繰延税金資産小計	15,714
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,317
評価性引当額小計(注1)	△8,317
繰延税金資産合計	7,396
繰延税金負債	
前払年金費用	△2,500
その他有価証券評価差額金	△940
繰延ヘッジ利益	△398
未収配当金益金不算入	△94
その他	△19
繰延税金負債合計	△3,952
繰延税金資産の純額	3,443 百万円

(注1) 評価性引当額が、前事業年度末比226百万円減少しております。この減少の主な内容は、将来減算一時差異に対する評価制引当額の減少によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2025年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(*1)	—	—	—	—	—	57	57
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	57	57

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金57百万円について、繰延税金資産57百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,960円82銭
1株当たりの中間純利益金額	164円76銭

(重要な後発事象)

当行は、2025年10月29日開催の取締役会において、関係当局の認可等を条件に、当行の「M&A支援事業」を会社分割（簡易新設分割）し、新設する池田泉州M&Aソリューション株式会社に承継するとともに、池田泉州M&Aソリューション株式会社を当行の親会社である株式会社池田泉州ホールディングスの100%子会社とすることについて決議いたしました。また、同日付で当行の100%子会社として、投資専門会社である池田泉州インベストメント株式会社を設立することを決議いたしました。

1. 本件の目的、狙い

近年、中堅・中小企業における後継者不在による廃業リスクが、地域経済や雇用の持続に大きな課題をもたらしております。円滑な事業承継や企業の持続的な発展を支援する仕組みが強く求められています。

株式会社池田泉州ホールディングスは、この社会的要請に応えるため、傘下にM&A支援子会社を設立するとともに、当行傘下に事業承継ファンドの運営を担う投資専門子会社を設立し、事業承継支援の体制を強化いたします。

これにより、金融支援にとどまらず、「安心できる事業承継の仕組み」と「将来に向けた企業の成長支援」を両立させることができます。

2. M&A支援子会社について

（1）会社分割の要旨

①方式	当行を分割会社、池田泉州M&Aソリューション株式会社を新設分割設立会社とする新設分割
②取締役会決議日	2025年10月29日
③効力発生日	2026年1月30日（予定）
④分割の方法	簡易新設分割（会社法第805条）
⑤割当ての内容	本新設分割に際して、新設会社は普通株式100株を発行し、それら全ての株式を分割会社に割当交付いたします。なお、分割会社は、これと同時に割当てられた全株式を100%親会社である株式会社池田泉州ホールディングスに対して交付いたします。

（注）本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行うものです

（2）承継する事業の内容

当行が営むM&A支援事業全般（M&A情報の収集・整理、買収等スキームの提案、契約締結支援、事後のフォローなど）

（3）承継する権利義務

本新設分割により、M&A支援事業に関して有する権利義務が新設会社に継承されます。

(4) 本新設分割の当事会社の概要

	分割会社	新設分割設立会社
名称	株式会社池田泉州銀行	池田泉州M&Aソリューション株式会社
所在地	大阪市北区茶屋町 18-14	大阪市北区茶屋町 18-14
代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 兼 CEO 阪口 広一	代表取締役社長 朴木 健吾
事業内容	銀行業	事業承継ニーズを中心としたM&A支援
資本金	613 億円	3 億円 (予定)
設立年月日	1951 年 9 月 1 日	2026 年 1 月 30 日 (予定)
発行済株式数	52,837,088 株	100 株
決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
株主及び持株比率	株式会社池田泉州ホールディングス 100%	株式会社池田泉州ホールディングス 100%

(5) 分割会社の直前事業年度 (2025 年 3 月期) の財政状況及び経営成績

純資産	202,249 百万円
総資産	6,380,954 百万円
1 株当たり純資産	3,827 円 79 銭
経常収益	75,068 百万円
経常利益	17,309 百万円
当期純利益	11,995 百万円
1 株当たり当期純利益	227 円 2 銭

(6) 分割する事業の概要

分割する事業の内容	M& A 支援事業
分割する部門の経営成績(2025 年 3 月期)	売上高 683 百万円
分割する資産、負債の項目及び金額 (注)	資産 300 百万円 負債 -

(注) 分割する資産、負債の金額は、上記金額に本新設分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

(7) その他の事項

①新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	本新設分割に際して承継される新株予約権及び新株予約権付社債はありません。
②資本金の増減	本新設分割により、当行の資本金に増減はありません。
③債務履行の見込み	本新設分割後も、当行及び新設分割設立会社において債務履行に支障が生じる見込みはありません。

3. 投資専門子会社について

(1) 会社設立に係る取締役会決議日

2025 年 10 月 29 日

(2) 投資専門子会社の概要

名称	池田泉州インベストメント株式会社
所在地	大阪市北区茶屋町 18-14
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木村 公寿
事業内容	有価証券の取得、保有及び売却 投資事業有限責任組合の組成・運営・管理 投資対象会社に対する経営相談・情報提供又は助言 投資対象会社に対する関連事業者等又は顧客の紹介 銀行からの業務受託 上記業務に付帯する一切の業務
資本金	1 億円 (予定)
設立年月日	2026 年 1 月 30 日 (予定)
発行済株式数	100 株
決算期	3 月 31 日
株主及び持株比率	当行 100%